申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間 (令和2年(2020年)4月 1日作成)

 根 拠 条 項 第7条第1項 許 認 可 等 の 種 類 農地中間管理機構の役員の選任の認可 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) (役員の選任及び解任) 第七条 農地中間管理機構の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 都道府県知事は、農地中間管理機構の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、農地中間管理機構に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。
の 種 類 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) (役員の選任及び解任) 第七条 農地中間管理機構の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 都道府県知事は、農地中間管理機構の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、農地中間管理機構に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。 - この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は次条第一項に規定する農地中間管理事業規程に違反する行為をしたとき。 ニ 農地中間管理事業に関し著しく不適当な行為をしたとき。 ニ 農地中間管理事業の実施状況が著しく不十分である場合において、当該役員に引き続きその職務を行わせることが不適当であると認められるとき。 法令の定めに尽くされているため設定しない。
 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) 法令の定め (役員の選任及び解任) 第七条 農地中間管理機構の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 都道府県知事は、農地中間管理機構の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、農地中間管理機構に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は次条第一項に規定する農地中間管理事業規程に違反する行為をしたとき。 二 農地中間管理事業に関し著しく不適当な行為をしたとき。 三 農地中間管理事業の実施状況が著しく不十分である場合において、当該役員に引き続きその職務を行わせることが不適当であると認められるとき。 審 査 基 準 総 期 間 20 日・升 (注:休日は含まない。) 標準処理期間 経由機関 日・月 ()
法令の定め (役員の選任及び解任) 第七条 農地中間管理機構の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 都道府県知事は、農地中間管理機構の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、農地中間管理機構に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。
第七条 農地中間管理機構の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 都道府県知事は、農地中間管理機構の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、農地中間管理機構に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。
ば、その効力を生じない。 2 都道府県知事は、農地中間管理機構の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、農地中間管理機構に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。
2 都道府県知事は、農地中間管理機構の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、 農地中間管理機構に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は次条第 一項に規定する農地中間管理事業規程に違反する行為をしたとき。 二 農地中間管理事業に関し著しく不適当な行為をしたとき。 三 農地中間管理事業の実施状況が著しく不十分である場合において、当該役員に引き続きその職務を行わせることが不適当であると認められるとき。 法令の定めに尽くされているため設定しない。 ※
農地中間管理機構に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。
- この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は次条第 -項に規定する農地中間管理事業規程に違反する行為をしたとき。 二 農地中間管理事業に関し著しく不適当な行為をしたとき。 三 農地中間管理事業の実施状況が著しく不十分である場合において、当該役員に引き続きその職務を行わせることが不適当であると認められるとき。 法令の定めに尽くされているため設定しない。
 二 農地中間管理事業に関し著しく不適当な行為をしたとき。 三 農地中間管理事業の実施状況が著しく不十分である場合において、当該役員に引き続きその職務を行わせることが不適当であると認められるとき。 法令の定めに尽くされているため設定しない。 審 査 基 準 総 期 間 20 目・升 (注:休日は含まない。) 標準処理期間 経由機関 日・月 ()
三 農地中間管理事業の実施状況が著しく不十分である場合において、当該役員に引き続きその職務を行わせることが不適当であると認められるとき。 法令の定めに尽くされているため設定しない。 審 査 基 準 総 期 間 20 日・升 (注:休日は含まない。) 標準処理期間 経由機関 日・月 ()
き続きその職務を行わせることが不適当であると認められるとき。 法令の定めに尽くされているため設定しない。 総期間 20 日・升 (注:休日は含まない。) 標準処理期間 経由機関 日・月 ()
審査基準 法令の定めに尽くされているため設定しない。 総期間 20 日・升 (注:休日は含まない。) 標準処理期間 経由機関 日・月 ()
審査基準 総期間 20 日・升 (注:休日は含まない。) 標準処理期間 経由機関 日・月 ())
総期間 20 日・升 (注:休日は含まない。) 標準処理期間 経由機関 日・月 ()
標準処理期間 経由機関 日・月 ()
標準処理期間 経由機関 日・月 ()
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
処分機関 20 日・ 月 (農政部農業経営局農業経営課)
処分担当課 農政部農業経営局農業経営課利用集積係
(電話番号:011-231-4111 (内線27-373)
申請先等同上 (電話番号:)
問い合わせ先 (電話番号:011-231-4111 (内線27-373))
同V'日初せ元 (电前番号:011-231-4111 (内MX21-313))
備考(公表アドレス
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html)